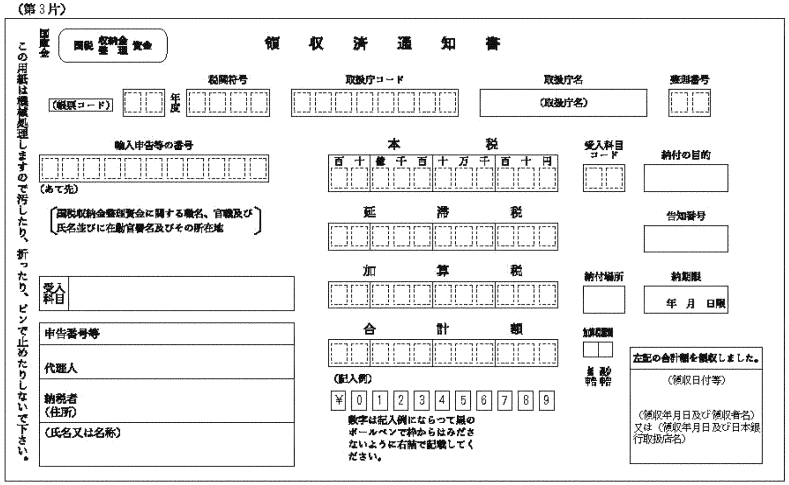
（第３片）




備考

1　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦９cm、横21cmとし、各片を領収済通知書、領収控及び納税告知書、領収証書の順に連続して接続するものとする。ただし、第１片及び第３片については、余白を含めて縦11cmとすることができる。

2　年度、輸入申告等の番号、取扱庁名、受入科目、納付場所、告知番号、納期限、納税者の住所及び氏名又は名称、金額（延滞税の額及び合計額を除く。）並びに納付の目的は、この告知書の発行者が記載するものとする。

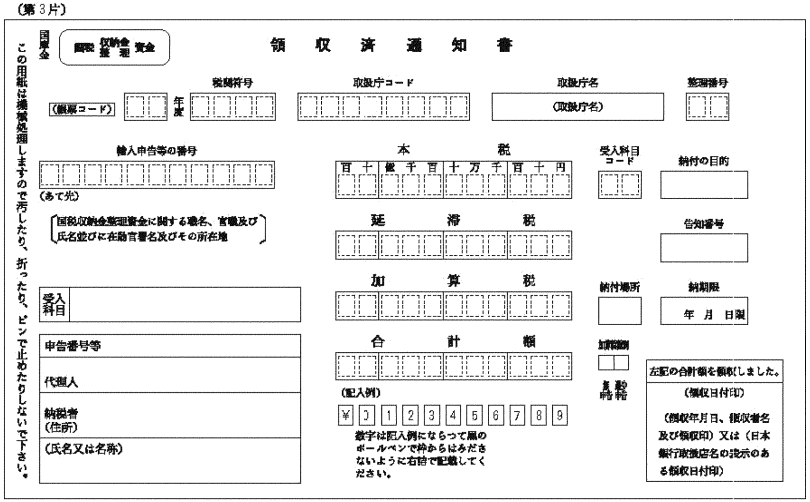
3　分任国税収納命令官（分任国税収納命令官代理を含む。以下同じ。）が取り扱う関税等に係る納税告知書にあっては、各片中「（取扱庁名）」とあるのは「（取扱庁名及び分任国税収納命令官在勤官署名）」とする。

4　電子情報処理組織を使用して納税告知書を作成するときは、取扱庁名の欄には、略称をもって表示することができる。

5　電子情報処理組織を使用して納税告知書を作成するときは、原則として日本産業規格Ｘ 0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するものとする。

6　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

（第３片）




備考

1　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦９cm、横21cmとし、各片を領収済通知書、領収控及び納税告知書、領収証書の順に連続して接続するものとする。ただし、第１片及び第３片については、余白を含めて縦11cmとすることができる。

2　年度、輸入申告等の番号、取扱庁名、受入科目、納付場所、告知番号、納期限、納税者の住所及び氏名又は名称、金額（延滞税の額及び合計額を除く。）並びに納付の目的は、この告知書の発行者が記載するものとする。

3　分任国税収納命令官（分任国税収納命令官代理を含む。以下同じ。）が取り扱う関税等に係る納税告知書にあっては、各片中「（取扱庁名）」とあるのは「（取扱庁名及び分任国税収納命令官在勤官署名）」とする。

4　電子情報処理組織を使用して納税告知書を作成するときは、取扱庁名の欄には、略称をもって表示することができる。

5　電子情報処理組織を使用して納税告知書を作成するときは、原則として日本産業規格Ｘ 0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するものとする。

6　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。